

JA淡路日の出 御食菜采館 ポイントカード会員規約

1. 会員資格

JA淡路日の出 御食菜采館 ポイントカード会員は、JA淡路日の出 御食菜采館 ポイントカード会員規約（以下「本規約」という）を承認のうえ、本申込書によりカード会員に申し込まれた方で、淡路日の出農業協同組合（以下「当農協」という）が入会を認め、JA淡路日の出 御食菜采館 ポイントカード（以下「カード」という）を交付した個人をいいます。

2. カードの発行

(1) カードの発行は、会員1名につき1枚限りとし、JA淡路日の出 御食菜采館（以下“御食菜采館”という）で利用できます。なお、カードは裏面に自署されたご本人様のみが利用できるものとし、第三者に貸与または譲渡することはできません。

(2) 入会金・年会費は無料です。

3. カードの利用

買い物の際は、会計の前にカードを提示ください。カードの提示がない場合、および精算後にカードを提示された場合は、次の会員特典は受けられません。

4. 会員特典

お買い上げ金額200円（消費税込）ごとに1ポイントを付与します。但し、200円未満のお買い上げは切り捨て計算とし、ポイント付与されません。

また、第三者へのポイントの譲渡、貸与はできません。

5. 商品返却時のポイント処理

カード利用によるお買い上げ商品を返品する場合は、その金額に見合うポイントを減算させていただきます。

6. ポイントの照会・ポイントの利用・ポイントの有効期限

(1) お買い上げの発行ポイント、累積ポイントはお買い上げ時のレシートで確認いただけます。

(2) ポイントは、500ポイントごとに500円の「満点券」がレジより発行され、次回のご利用時に500円分のお買い物券として使用できます。

(3) 「満点券」は直売所“御食菜采館”でのお買い物時のみ使用でき、現金に交換することはできません。また、「満点券」の有効期限は発行日から1年とし、1年を経過した「満点券」はご利用いただけません。

(4) ポイントの有効期限は最終利用日から2年とし、2年を経過したポイントは全て無効となります。

7. カードの紛失・盗難・破損による再発行

(1) カードの紛失や盗難、破損された場合は、速やかにカード発行元の“御食菜采館”にご連絡ください。

(2) カードの再発行の手続きは、本人確認書類が必要となります。その際、カードの再発行手数料100円（消費税込）を申し受けいたします。

8. カードの会員情報の登録・管理・変更

(1) カード会員は、氏名・住所・電話番号・生年月日・メールアドレス等のカード会員情報について、当農協で登録・管理することを承諾していただきます。

(2) カード会員は、登録内容に変更が生じた場合、速やかにカード発行元の“御食菜采館”にご連絡ください。

(3) 当農協は、登録された情報を個人情報として管理し、第三者には開示いたしません。

9. 情報提供と各種案内送付停止などの手続き

(1) カード会員は、当農協から下記案内について情報提供があることを承諾していただきます。

(a) カード会員情報や特権に関わる案内

(b) 催しや商品、サービス等に関わる案内

(2) カード会員は、前項(a)(b)の各種案内の送付停止、または再開の依頼を、当農協に対して申請できるものといたします。

10. 退会ならびにカード会員の資格喪失

(1) カード会員の都合により退会する場合は、カード発行元の直売所“御食菜采館”へカードを返却ください。

(2) カード会員が本規約に違反、または不正があったと当農協が認めた場合は、カード会員資格を喪失するものとします。

(3) 退会、その他の理由によってカード会員資格を喪失した場合は、ポイント残高は無効となります。

11. 会員規約及び会員特典の変更

(1) 会員特典を含む本規約の内容は予告なく変更する場合があります。

(2) 本規約を変更した場合は、当農協ホームページ掲載、広報誌掲載、“御食菜采館”店頭掲示のいずれかの方法により告知します。

12. お問い合わせ

本規約に関するお問い合わせ・ご相談は、下記の店舗までご連絡ください。